

清洲城信長まつり

市を代表するまつりの1つである「清洲城信長まつり」(昨年までの清洲城ふるさとまつり)を、10月の1か月間にわたり開催します。特にメイン日である10月12日(日)には、市と市観光協会主催の各種イベント(時代行列など)や、同時開催される市商工会主催の清須産業まつり(楽市楽座など)が行われます。清洲城信長まつり、清洲城(10月は休館日なしで営業)へぜひお越しください。



12日(メイン日)の行事

- 時代行列(午前10時30分スタート)
清洲城鉄砲隊・清洲城武者隊
清洲城武将隊「桜華組」・援軍武将&姫隊
中学生武将による信長公一行
チビッコかぶと吉法師隊・子ども段ボール甲冑隊
市民公募「織田信長公」
- アトラクション
キャラクターショー「ドラえもん」
お笑い芸人 山本高広さんによるものまねステージ
時代行列参加者紹介
武将隊PRステージ(清洲城武将隊「桜華組」、岐阜城盛り上げ隊)
- 市商工会 清須産業まつり
(楽市楽座、清洲市民センターにてステージイベント)

まつり開催中の催し

- 清洲城特別展 ～清須コレクション～ 1階展示室
- 清洲城を描く写生大会 10月26日(日)
※詳しくは、広報10月号に同封の折込みチラシをご覧ください。

■問合せ 市観光協会事務局〔産業課(本庁舎内)〕



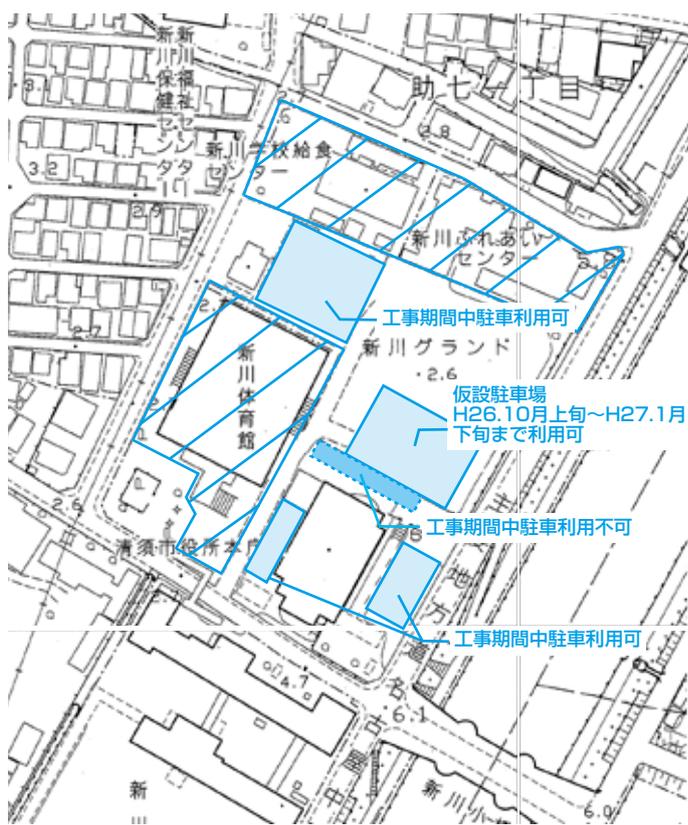
2014秋 清須ウオーク

「清須のまちを知ること」をテーマに「2014秋 清須ウオーク」を開催します。今回は、愛知県清洲貝殻山貝塚資料館を經由して、みずとびあ庄内へ向かうコースです。清須市の豊かな歴史と自然を感じながら、楽しいひとときをお過ごしください。



と き	11月16日(日) 午前9時30分受付開始 ※少雨決行 [受付は午前10時30分まで 受付後順次スタート] [午後2時までにゴールしてください。]	
コ ー ス	①12kmコース<はるひ夢の森公園→貝殻山貝塚資料館→みずとびあ庄内> ② 9kmコース<清洲城→貝殻山貝塚資料館→みずとびあ庄内> ③ 5kmコース<JR枇杷島駅→みずとびあ庄内>	
受付場所	①はるひ夢の森公園 ②清洲城 ③JR枇杷島駅	
対 象	健康な方(小学生以下は保護者同伴)	
参加費	無料 ※ウオークへの参加を希望する方は、事前にお申込みください。	
申込方法	はがき又はファックスで、代表者の氏名(フリガナ)・郵便番号・住所・電話番号・年齢・性別・参加コース・参加人数を記入のうえ、下記あて先までお申込みください。 〔はがき〕 〒452-0915 清須市中河原10番地 清須市新川ふれあい防災センター スポーツ課内「清須ウオーク」募集係 〔ファックス〕 052-409-7765	記載内容 ■代表者の氏名 ■郵便番号 ■住所 ■電話番号 ■年齢 ■性別 ■参加コース ■参加人数
申込締切	11月5日(水)必着	

■問合せ スポーツ課(新川ふれあい防災センター) ☎052-409-1535



新川体育館始め3施設 取り壊し工事のお知らせ

平成26年10月から新川体育館、新川ふれあいセンター及び新川学校給食センターの取り壊し工事(工期:約6か月)が開始されます。

周辺にお住まい及び市役所をご利用の皆様には、ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

-  工事エリア
-  駐車利用可エリア
-  駐車利用不可エリア

■問合せ スポーツ課
(新川ふれあい防災センター)
☎052-409-1535



新川地域文化広場 (カルチバ新川) 指定管理者公募の お知らせ

平成27年度からの清須市新川地域文化広場(カルチバ新川)の指定管理者を公募するにあたり、募集要項等を10月1日(水)から配布します。

詳しくは、清須市ホームページ(<http://www.city.kiyosu.aichi.jp/>)をご覧ください。

申込・問合せ スポーツ課(新川ふれあい防災センター) ☎052-409-1535



夢広場はるひ (図書館・美術館・公園) 指定管理者公募の お知らせ

平成27年度からの清須市夢広場はるひの指定管理者を公募するにあたり、募集要項等を10月1日(水)から配布します。

詳しくは、清須市ホームページ(<http://www.city.kiyosu.aichi.jp/>)をご覧ください。

申込・問合せ 生涯学習課(清洲市民センター)
☎052-409-6471

申請はお済みですか？

①臨時福祉給付金 ②子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当の申請期限は **10月31日(金)**です。お早めに手続きをお願いします！

なお、子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当については、公務員の方は勤務先から申請書等が配布されています。

■問合せ ①は社会福祉課 ②は子育て支援課(ともに清洲庁舎)



市国民健康保険の運営状況のお知らせ ～平成25年度決算～

■問合せ 保険年金課(本庁舎)

国民健康保険(国保)は、同じ地域に住む方々が相互扶助の精神に基づき、けがや病気をしたときに安心して医療機関にかかれるよう保険税を出し合い、皆で助け合う制度です。

本市では、人口の約4分の1の約9,000世帯、17,000人が加入されています。国保は、国民皆保険の基盤を支えるものであり、他の公的医療保険に加入されていない方を被保険者としているため、長引く経済情勢の悪化や高齢化の影響により、保険税収入の低迷や医療費の伸びによる保険給付費の増加など、その財政運営は大変厳しいものとなっています。

◎国保財政の現状

国民健康保険の歳入には、皆様の保険税、国・県からの補助金、支払基金からの交付金、市からの繰入金などがあります。

補助金・交付金は41億965万9千円で歳入の58.6%、保険税は13億7,820万7千円で19.7%を占め、皆様の保険税は国保を支える重要な財源となっています。

歳出は医療費の支払い(保険給付費)が42億5,935万5千円、後期高齢拠出金と介護納付金は13億568万4千円で85.5%を占めています。

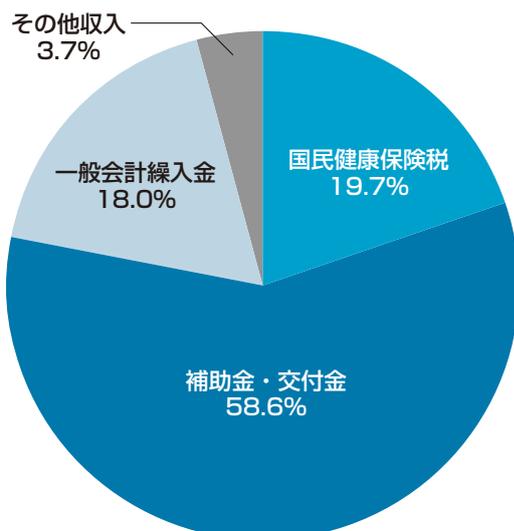
平成25年度の決算においては、歳入が70億円余、歳出が65億円余と黒字での収支となりますが、一般会計から12億円余の繰入を行っている状況です。

平成25年度国保特別会計の決算状況については、次のグラフのとおりとなっています。

平成25年度国民健康保険特別会計決算歳入・歳出額及び内訳について

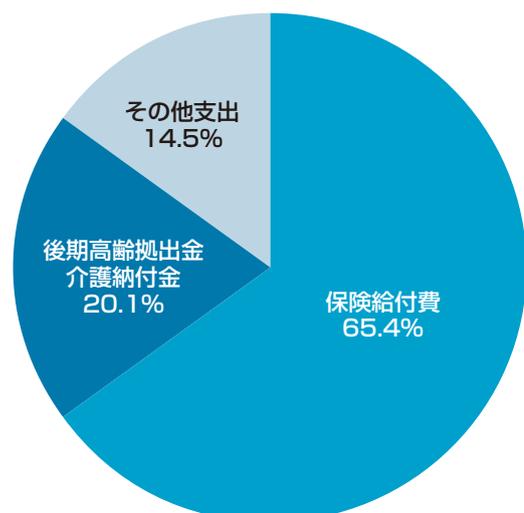
決算収支 歳入 7,011,045千円 - 歳出 6,510,795千円 = 500,250千円

歳入 70億1,104万5千円



保険税収入は、全体の約20%となっており、国・県の補助金などが歳入の大部分を占めています。

歳出 65億1,079万5千円



医療機関に支払う保険給付は、全体の約65%を占めており、高齢化や医療の高度化などにより年々増加傾向にあります。

決算の内訳

歳入(千円)		構成比(%)
国民健康保険税	1,378,207	19.7%
補助金・交付金	4,109,659	58.6%
一般会計繰入金	1,262,103	18.0%
その他収入	261,076	3.7%
合計	7,011,045	100%

【内容】

国民健康保険税：納めていただいた国保税
補助金・交付金

補助金：国・県が負担する負担金や交付金

交付金：支払基金が支出する交付金

一般会計繰入金：一般会計からの繰入で法定分
 とその他繰入金があります。

歳出(千円)		構成比(%)
保険給付費	4,259,355	65.4%
後期高齢拠出金 ・介護納付金	1,305,684	20.1%
その他支出	945,756	14.5%
合計	6,510,795	100%

【内容】

保険給付費：医療費などの支払いに充てる費用

後期高齢拠出金：後期高齢者医療制度の運営に
 充てる支援金など

※高齢化などにより後期高齢者医療が増加し
 ているため増加の傾向

介護納付金：介護保険の運営に充てる納付金

※介護保険の増加により全体で増加の傾向

◎国保財政の健全な運営を目指して

国保加入者の皆様が、安心して医療を受け、健やかに暮らせる環境の維持・確保を図り、国保財政の健全な運営を目指すため、次のような取り組みを実施しています。お互いを支え助け合う国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、運営の健全化にご協力をお願いします。

【歳入確保のための主な取り組み】

- 納付相談や早期の納付勧奨による収入の確保
- 公平性確保の観点から預貯金の差し押さえなどの滞納処分や延滞金の徴収

【歳出抑制のための主な取り組み】

- 医療費の適正化のため、特定健康診査等の受診率向上対策や後発(ジェネリック)医薬品の使用促進対策
- レセプト情報の分析による請求誤りなどの返還請求

国保運営協議会開催

＝収支均衡策と運営のあり方＝

国民健康保険特別会計は、厳しい運営が続いていることから、「収支均衡策を含む運営のあり方」について、去る7月30日市役所本庁舎の会議室で、清須市国民健康保険運営協議会が開催されました。年度末までに2回の会議が予定されており、委員から更に意見を聞き、とりまとめる見込みです。

保険税収入の伸び悩み

平成25年度の国民健康保険税の決算額は、約13億7820万円で、平成23年度と比較すると、低い水準にとどまっています。要因は、被保険者数が減少していることと、一人あたりの納税額がほぼ横ばいにあることです。

保険給付費など支出は増加

委員からは、保険給付費の増加理由、後期高齢者支援金や介護納付金の動向について質問がありました。

医療の高度化や高齢化、介護認定者数の増加などにより、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金は増加傾向にあり、引き続き協議をしていく予定です。

問合せ 保険年金課(本庁舎)

「付加年金制度」 老齢基礎年金の額を増やしたい方へ

国民年金の第一号被保険者の方（自営業等の方や学生の方に限られ、サラリーマン等の方とその被扶養配偶者の方は除かれます。）が20歳から60歳になるまでの40年間、月額1万5250円（平成26年度価格）の保険料を納めると、65歳から77万2800円（月額6万4400円・平成26年度価格）の老齢基礎年金が支給されます。

この年金額をも少し引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度が設けられています。

付加保険料と付加年金の額

付加年金を受けるためには、通常の保険料とともに、月額4000円の付加保険料を納めることになっていきます。また、付加年金の額は「2000円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間（60か月）納めたときの総付加保険料額の2万4000円（4000円×60か月）に対し、65歳から老齢基礎年金と一緒に支給される付加年金の額は、月額1万2000円（2000円×60か月）となります。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じことが言えます。

付加保険料を納めることができる方

付加保険料を納めることができます。次のとおりとなっています。

- ① 自営業者などの国民年金の第一号被保険者となっている方
- ② 60歳以上65歳未満の方などで、国民年金に任意加入をされている方

※ただし、第一号被保険者の方で免除申請を提出し免除されている方、国民年金基金の加入者となっている方は付加保険料を納めることはできません。

付加保険料の手続き・相談先

保険年金課（本庁舎）又は名古屋西年金事務所（☎052・524・6855）

ご存知ですか？

国民年金の任意加入制度

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けられるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳に

なるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

問合せ 名古屋西年金事務所
☎052・524・6855

高齢者の予防接種に関するお知らせ

● **高齢者インフルエンザ予防接種**
接種期間 平成26年10月15日（水）～平成27年1月31日（土）

接種場所 指定医療機関等

対象者 清須市に住民登録のある

① 満65歳以上の希望者

② 予防接種法で対象とする満60歳から64歳の希望者

（②の方には案内を送ります。）

予診票・指定医療機関一覧表を10月1日（水）から次の場所で配布

指定医療機関、健康推進課（清洲庁舎）、市民課（本庁舎）、西枇杷島支所及び春日支所

接種費用（補助は期間内に1回）
・ 指定医療機関 1000円

・ その他の医療機関で接種した方及び生活保護世帯の方は、差額の償還手続き（上限有り）をしてください。

問合せ 健康推進課（清洲庁舎）

● 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

高齢者肺炎球菌が定期的な予防接種に追加されました。任意接種の費用助成は引き続き行います。

接種期間：平成27年3月31日（火）まで ただし、過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けた方は対象外

定期接種	● 対象者 接種当日、清須市に住民登録があり、平成26年度に①65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方、②101歳以上となる方、③60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障害を有する方 ● 経過措置として、平成27年度から平成30年度までは各当該年度に上記①・③の方が対象 ● 自己負担金 2,500円（指定医療機関）
任意接種	● 対象者 接種当日、清須市に住民登録のある満65歳以上の方で、上記対象以外の未接種の方 ● 自己負担金 4,000円（指定医療機関） ● 助成券申請 【期限】平成27年3月20日（金）まで 【申請窓口】即日発行 健康推進課（清洲庁舎） 後日郵送発行 市民課（本庁舎）、西枇杷島支所又は春日支所 【持ち物】申請者の印鑑、接種者の健康保険証

※生活保護受給者は、費用免除になります。ただし、接種を受ける前に市へ申請が必要です。

■ 問合せ 健康推進課（清洲庁舎）

工事のお知らせ

次の場所で下水道(雨水管付設)工事を行います。工事に伴い交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事名 公共下水道雨水管整備工事
(二ツ杵2号幹線)
工事場所 西枇杷島町大野地内外
工事期間 平成27年3月27日まで



■ 工事箇所

■ 問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

下水道供用開始のお知らせ

10月1日をもって、図面記載区域の下水道(汚水)の供用が開始されました。供用開始となった区域の家屋の所有者は、汲み取り便所にあつては3年以内に、浄化槽にあつては遅滞なく、下水道への接続(排水設備の設置)が義務付けられます。早期の下水道への接続をお願いします。

供用済みの区域で、下水道への接続がお済みでない方も早期の下水道への接続をお願いします。



■ 供用開始区域

■ 問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

～ 春日地区で水道をご使用の皆様へ～ 平成26年8・9月分以降の水道料金・下水道使用料が コンビニエンスストアでもお支払いただけます

■取扱店舗一覧

- ・セブンイレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・サークルKサンクス
- ・ミニストップ
- ・ココストア
- ・デイリーヤマザキ
- ・ヤマザキデイリーストアー
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ・エブリワン
- ・RICマート

- ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・セイコーマート
- ・ポプラ
- ・生活彩家
- ・くらしハウス
- ・スリーエフ
- ・コミュニティ・ストア
- ・セーブオン
- ・MMK(マルチメディアキオスク)
- ・SPAR
- ・スリーエイト

※次の場合、コンビニエンスストアではご利用できませんのでご注意ください。

- ・納期限が過ぎている場合
- ・金額が訂正されている場合
- ・納付金額が30万円を超える場合
- ・コンビニ用バーコードがない場合
- ・コンビニ用バーコードが読み取れない場合

■ 問合せ 上下水道課(西枇杷島庁舎)

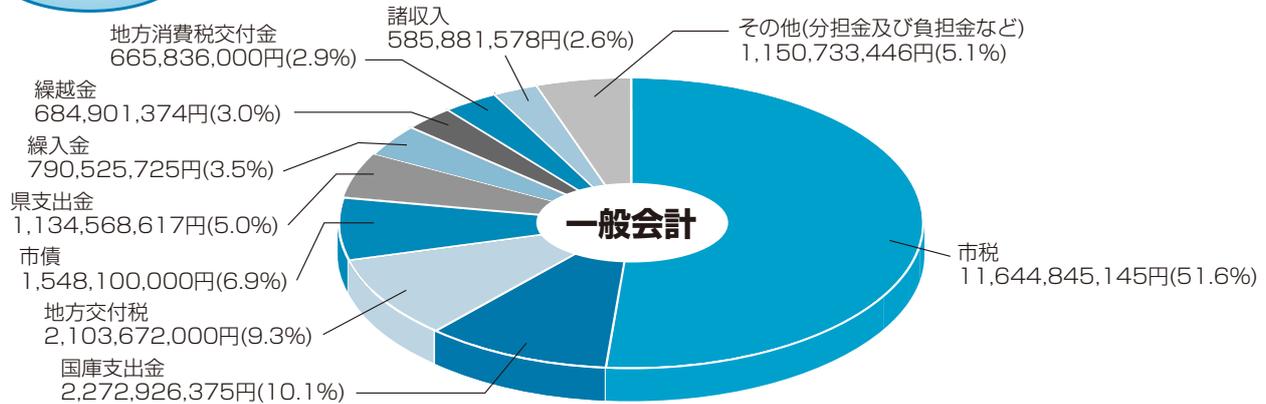
平成25年度 清須市決算報告

■問合せ 財政課(本庁舎)

平成25年度の決算は、平成26年9月清須市議会定例会において、次のとおり認定されました。各会計とも適切な予算執行により、黒字決算となっています。

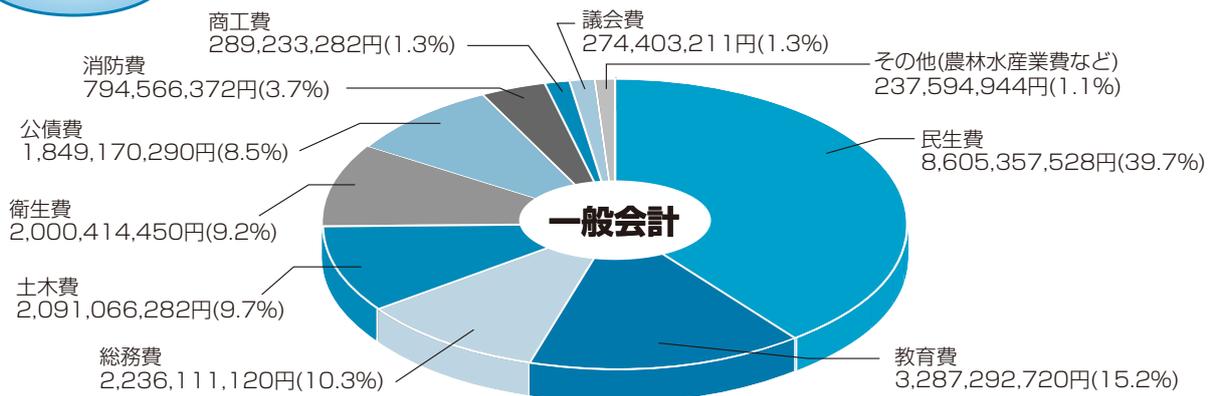
歳入

市に入ったお金は、225億8,199万260円



歳出

市が使ったお金は、216億6,521万199円



特別会計

(単位 円)

区分	国民健康保険	介護保険	下水道事業	後期高齢者医療
歳入	7,011,045,370	3,754,376,070	2,973,006,829	1,136,311,290
歳出	6,510,795,706	3,662,949,850	2,729,153,601	1,132,172,998
内容	国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的に設置	介護保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に設置	下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に設置	後期高齢者医療事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に設置

企業会計

(単位 円)

区分	水道事業
事業収益合計	195,231,604
事業費用合計	154,154,763
純利益	20,874,427
内容	清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に設置



市民一人あたりの市税負担額の状況

(単位 円)

区 分	決 算 額	人口一人あたりの決算額 (※1)
市民税	4,964,441,614	74,941
個人市民税	3,690,551,274	55,711
法人市民税	1,273,890,340	19,230
固定資産税	5,378,794,147	81,196
軽自動車税	78,459,500	1,184
市たばこ税	517,700,746	7,815
都市計画税	705,449,138	10,649
合 計	11,644,845,145	175,785

※1 人口一人あたりの決算額は、平成26年3月31日現在の総人口66,245人で割った額です。

市民一人あたりの一般会計歳出額の状況

(単位 円)

区 分	決 算 額	人口一人あたりの決算額	
		(※2)	一般財源ベース (※3)
民生費	8,605,357,528	129,902	79,336
お年寄りや障がいをもつ方のために	4,726,152,516	71,344	55,054
児童のために	3,141,751,857	47,426	21,712
その他、生活保護世帯などのために	737,453,155	11,132	2,570
教育費	3,287,292,720	49,623	30,288
学校(幼稚園を含む)のために	1,175,620,224	17,747	11,596
生涯学習のために	789,997,397	11,925	10,243
その他、給食センターや教育委員会運営のために	1,321,675,099	19,951	8,449
総務費	2,236,111,120	33,755	30,845
自治コミュニティ振興のために	81,791,193	1,235	1,130
選挙(市長選挙及び参議院議員通常選挙など)のために	27,817,335	420	162
その他、コミバスの運行や交通安全、統計調査などのために	2,126,502,592	32,100	29,553
土木費	2,091,066,282	31,566	21,883
道路の維持管理や新設改良のために	459,956,576	6,943	3,471
都市公園のために	145,152,705	2,191	1,986
その他、土地区画整理や都市下水路などのために	1,485,957,001	22,432	16,426
衛生費	2,000,414,450	30,197	27,522
ごみ処理やし尿処理のために	1,439,131,184	21,724	19,719
市民の健康のために	553,996,266	8,363	7,693
上水道のために	7,287,000	110	110
公債費 借り入れた市債の返済のために	1,849,170,290	27,914	27,914
消防費	794,566,372	11,995	11,508
救急、常備消防のために	625,325,000	9,440	9,440
防災対策のために	55,072,854	832	808
その他、市消防団などのために	114,168,518	1,723	1,260
商工費	289,233,282	4,366	2,431
商工業振興のために	170,814,607	2,578	978
その他、観光などのために	118,418,675	1,788	1,453
議会費 市議会運営のために	274,403,211	4,142	4,142
農林水産業費 農業振興などのために	205,053,647	3,096	2,470
労働費 労働者への金融貸付などのために	32,541,297	491	0
合 計	21,665,210,199	327,047	238,339

※2 人口一人あたりの決算額は、平成26年3月31日現在の総人口66,245人で割った額です。

※3 一般財源ベースは、決算額から国・県支出金など事業が特定される収入を除いたもので、主に市税が中心となっています。

○決算報告の詳しい内容は、市ホームページ内の「財政状況」のページに掲載しています。

行政書士による無料相談

行政許認可手続き全般、相続、戸籍関係届出等に関する相談に、無料で応じます。

とき 10月15日(水)

午前10時～午後4時

ところ 清須市役所本庁舎

3階第2会議室

問合せ 県行政書士会西北支部

☎052・521・2626

市行政相談所(無料)をご利用ください!

「行政相談」をご存知ですか?

総務省では、国や特殊法人などの行っている仕事について、国民の皆様から苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。この行政相談制度を皆様にご存知いただき、利用していただくため、市でも行政相談所(無料)が開設されます。

【市行政相談所】

とき 10月23日(木)

午前10時～午後3時

ところ 西枇杷島庁舎1階

相談担当者 行政相談委員

相談内容 年金、医療保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについての苦情やご意見・ご要望

※秘密は厳守します。

問合せ 防災行政課(本庁舎)

行政・法律なんでも相談所の開設

総務省では、年金、税金、登記等の行政相談を始め、相続・離婚などの法律相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご利用ください。

とき 10月24日(金)

午前10時～午後3時

ところ ナディアパーク

3階デザインホール

問合せ 総務省中部管区行政評価局

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
☎052・972・7415

★今月のエコチャレンジ 『本当は捨てる物など無い地球』

- ごみを減らすため、詰替商品や簡易包装のものを選びましょう。
- 買い物には、マイバッグを持参しましょう。
- 生ごみの約26%は食べ残しや保存していたものです。計画を立て、使い切れない量を買わないよう心がけましょう。



【出典:エコチャレ手帳2014(愛知県)】

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

平成25年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

①情報公開制度<行政文書開示請求>

実施機関名	請求件数	開示の状況				
		開示	一部開示	非開示	不存在	取下げ
市長(※)	25	16	7	0	2	1
教育委員会(※)	3	2	1	1	2	0
議会	1	1	0	0	0	0
合計	29	19	8	1	4	1

②個人情報保護制度<保有個人情報開示請求>

実施機関名	請求件数	開示の状況				
		開示	一部開示	非開示	不存在	取下げ
市長	3	2	1	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	3	2	1	0	0	0

※1件の請求で複数の文書を開示している場合があります。 <不服申立ての状況> ①②なし

平成25年度決算の健全化判断比率等のお知らせ

■問合せ 財政課(本庁舎)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、市民の皆様へ平成25年度決算の健全化判断比率等をお知らせします。

この法律では、各指標が早期健全化基準(経営健全化基準)の数値以上となった場合に、自主的な改善を義務付けられる財政健全化団体(経営健全化団体)となり、さらに、財政再生基準の数値以上となった場合に、国の監督下で財政の建て直しを図る財政再生団体となります。

今決算においては、各指標のうち実質赤字比率と連結実質赤字比率はともに赤字を生じなかったため、早期健全化基準には該当せず、実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化基準を下回りました(将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が多いため表示されません)。また、水道事業及び下水道事業では、資金不足を生じなかったため、公営企業会計の資金不足比率も経営健全化基準に該当しませんでした。

○健全化判断比率

区	分	比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	12.76%
連結実質赤字比率	—	—	17.76%
実質公債費比率	2.8%	—	25.0%
将来負担比率	—	—	350.0%

○資金不足比率

区	分	比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	—	20.0%



平成27年国勢調査の調査員を募集します

平成27年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。
市では、平成27年国勢調査の調査員として、調査業務に理解と熱意を持って携わっていただける原則20歳以上75歳未満の方を募集しています。

職務として、国勢調査が実施される際には、総務大臣から国勢調査員として任命され、調査票の配布、回収や回収した調査票の点検、整理などの業務に従事していただくことになります。

国勢調査員について関心をお持ちの方は、企画政策課(本庁舎)までご連絡ください。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

～ 交通事故^{ゼロ}のまちを目指して ～

シリーズ3 自転車の 交通安全

自転車利用者の増加に伴い、自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さが原因となる事故も増えています。自転車も車両です。ルールとマナーをしっかり守って安全に利用しましょう。

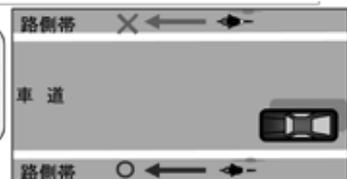


※愛知県警察ホームページより抜粋

○ ～自転車の通行方法(路側帯)に係る規定～

路側帯の双方向通行が禁止に
進路左側の路側帯が通行可

※著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除く



○ ～制動装置不良自転車に係る規定～

ブレーキのない自転車は
道路では運転禁止！！

停止・検査
運行禁止命令を拒むと

5万円以下の罰金

ブレーキのない車両
制動力が基準に満たない車両



乗車していると

警察官に
停止を求められる
制動装置の検査を受ける
応急の措置を命ぜられる
車両の運行を禁止される

○ 交通の方法に関する教則等～

・ 幼児用座席でのシート
ベルト着用を指導



・ 保険等への加入促進



○ 平成27年6月までに施行予定

一定の危険な違反行為で、2回以上
摘発された自転車運転者に対する「自
転車運転者講習」の受講を命令



■問合せ 防災行政課(本庁舎)

ごみの減量にご協力ください

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市から排出される可燃ごみの量が増えています。可燃ごみを減量するには、次のように少し手間をかけていただきますと減量することができます。

●生ごみは水切りをしっかりと

生ごみの約80%は水分です。水切りを行うことによって重量を約10%減らすことができます。生ごみの腐敗や悪臭の主な原因は、生ごみに含まれる水分です。水分を減らすための工夫をすることで、臭気防止に役立つとともに、ごみの減量や温室効果ガス削減にも効果があります。ごみの減量化の第一歩として、生ごみの水切りにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



生ごみの水分を減らすためのポイント ①濡らさない ②しぼる ③乾かす

●可燃ごみの紙類の多くは資源に

可燃ごみとして出されているものの中に、新聞、雑紙などが多く含まれていますが、こうしたものを資源として排出すればごみの量を減らすことができます。

引き続き、ごみの減量についてご理解とご協力をお願いします。

ごみの分別排出にご協力を!

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市内で排出される可燃ごみの分別が不十分で、可燃ごみの中に金属物などが含まれていることがあります。こうした物が焼却施設に搬入されると焼却設備の故障にもつながりますので、ごみの分別排出にご協力をお願いします。

可燃ごみで出せるもの(例)

対象となるもの一例



プラスチック製容器包装はプラごみで、ペットボトルは資源でお出ください。

可燃ごみでは出さないで!



可燃ごみで出してはいけない主なもの

- 1 金属製品(大半が金属でできているもの)、ガラス・陶磁器類⇒「不燃ごみ」
- 2 50センチを超えるもの⇒「粗大ごみ」
- 3 ボトル、チューブ類、袋類、発泡スチロールなど⇒「プラスチック製容器包装」
- 4 空き缶、空き瓶、古着、紙類など⇒「資源」

※詳細は「資源とごみのガイドブック」でご確認ください。

10月は「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」です

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

私たちが日常生活から出す排水は川や海などの水の汚れの大きな原因となっています。愛知県では、毎年10月を「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」と定め、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。

生活排水対策は、一人ひとりの取り組みが大きな効果をあげます。皆さんもできることから始めてみませんか。

●身近な生活排水対策

- ・ 食べ残し、飲み残しを減らす。
- ・ 排水口の三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除く。
- ・ 使用済み油は新聞紙などに吸わせて可燃ごみとして捨てる。
- ・ 食器や鍋の油汚れはまず新聞紙などで拭き取る。
- ・ 洗剤は適量を計って使う。

●浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理する全ての方は、法律により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けなければならないとされています。浄化槽を適正に管理しましょう。



名古屋市五条川工場からのお知らせ



『ごみ処理施設 五条川工場』へ見学にお越しください!

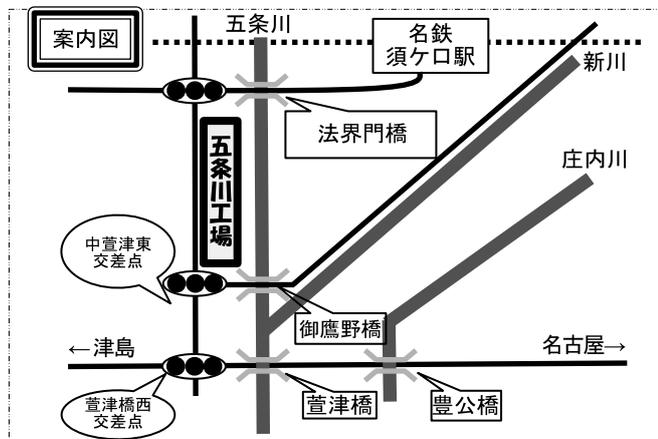
名古屋市では、『風土を活かし、ともに創る環境首都なごや』を目指して、「健康安全都市」、「循環型都市」、「自然共生都市」、「低炭素都市」という4つの環境都市像の実現を掲げ、環境まちづくりを進めています。

こうした中、五条川工場では地域の皆様方の生活などから排出される可燃ごみを、清潔かつ適正に焼却処理を行い、快適な生活環境の保全に日々努め、今年で10年が経過しました。

この度、五条川工場でのごみ処理の状況を見学していただく見学会を開催しますので、お気軽に工場までお越しください。

なお、小学生以下の方は上履きを持参してください。

- と き** 10月26日(日)
午前9時30分～
午後3時30分
(正午～午後1時は除きます。)
- 見学場所** 愛知県あま市中萱津奥野
名古屋市五条川工場
電話052-449-2010
- 主な内容** 工場の自由見学
施設案内のビデオ放映
スタンプラリー
その他イベント等



新川地区 ●可燃ごみ収集 ■坂町、東町、中河原、下河原…毎週火・金曜日 ■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…毎週火・金曜日 ■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…毎週月・木曜日 ■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…毎週月・木曜日 ■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…毎週火・金曜日